

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで、A県B市所在の会社Cにおいて機械の修理業務に従事した後、昭和〇年〇月から平成〇年〇月まで複数の企業において溶接工として就労し、粉じん作業に従事していた。その後、被災者は、D県E市所在の会社Fを最終粉じん職場とし、平成〇年〇月〇日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理1、PR0、療養否」と決定され、これを不服として厚生労働大臣に対し審査請求をしたものの、同年〇月〇日付けで棄却され、同局長の管理区分決定は確定した。

被災者は、平成〇年〇月〇日自宅で転倒した際にぶつけた左足の痛みがひどく、発熱もあったとしてG病院に受診したところ、敗血症の疑いがあったためH病院に緊急搬送されたものの、同月〇日に死亡した。死亡診断書には、直接死因として「ARDS、DIC」（急性呼吸窮迫症候群、播種性血管内凝固症候群）、その原因として「敗血症」、その原因として「右化膿性胸鎖関節炎」、直接には死因に関係しないが傷病経過に影響を及ぼした傷病名として「珪肺、肺気腫、糖尿病」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をし

た。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人は、粉じん作業での粉じんばく露により金属アレルギーとなり、免疫低下から感染症を引き起こしたものであり、被災者の死亡には、じん肺が直接的又は間接的な原因となっている旨を主張していることから、以下検討する。

（2）被災者は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までFにおいて溶接作業に従事しており、この間粉じん作業に従事していたことが認められる。被災者のじん肺の程度について、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、平成〇年〇月〇日と平成〇年〇月〇日に実施された肺機能検査結果から、胸部X線検査では、PR0/1で第0型であり、肺機能については著しい障害はなく、死亡時点においても管理1相当であった、と述べている。さらに、J医師も平成〇年〇月〇日付け鑑定意見書において、「じん肺の所見はPR0/1相当である」と判断していることを踏まえると、当審査会においても、被災者のじん肺は、管理1相当であったと判断する。

（3）被災者の金属アレルギーについて、K医師の平成〇年〇月〇日付け意見書で

は、要旨、「銀」が原因の1つとなっていることは確認し得るとされるものの、その他の金属については不明であるとされ、I医師も上記意見書において、これを追認している。上記のとおり、被災者が粉じん作業に従事していたことは事実であると確認し得るものの、業務により「銀」を取り扱っていたという事実は確認されておらず、また、いかなる金属にどの程度ばく露していたかも不明であるところ、被災者が、従事していた業務によって金属アレルギーとなったとは判断できないものである。したがって、当該アレルギーにより皮膚障害となり、ステロイドの投与が必要となり、結果として免疫低下が生じ感染症を引き起こしたとする請求人の主張は、その前提を欠くことになると言わざるを得ない。

(4) I医師及びJ医師は、上記意見書において、被災者は右化膿性胸鎖関節炎が原因で敗血症となり死亡したものと判断されるとしており、上記のとおり、被災者の金属アレルギーが溶接作業に起因するとは判断できず、また、被災者のじん肺管理区分は1であり、当該じん肺が直接的又は間接的な原因となったとも認められないものであることから、当審査会としては被災者の死亡が業務上の事由によるものとは判断できない。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。